

人間らしく働きたい!!



フリーターの権利

自ら守り始めた青年ユニオン

牛井チエーン「すき家」の権利を、労働組合を結成する。無職の月額5000円か
 で働くアルバイト6人が、ここで自ら守り始めた。 30万円以上の33000円か
 労働組合に加入し、団体 ユニオンの結成は00年12月。首 入に志して段階がある。
 交渉の結果、解雇の撤回 都議の緊急病院の夜間受付アルバ 当初は、安い組合費と不
 と割増賃金の支払いを獲 イトをしていた大学の非常勤講師 合費で活動は囃かず飛ば
 得した。アルバイトが加入したの や大卒生50人が結成し活動 4年5月1日に結成
 は30歳以下のフリーターが組織す 組
 る首都圏青年ユニオン（以下、ユ
 ニオン）だ。行政にも既存労組に
 も守ってもらえなかったフリータ

毎日新聞(2006.11.24)社説

「支える会」って何！？

首都圏青年ユニオンは独立した組合でしょ！

首都圏青年ユニオンは、若者が自らの問題を自分たちの力で闘い、権利を勝ち取っていく組合です。しかし、厳しい状況に置かれ、労働運動の経験のない若者の権利を守って闘うためには、専従の存在が不可欠です。

ところで、組合が財政的に抱えられる専従は、1000人に1人といえます。しかしそれは、一定の安定した収入のある正規雇用の場合。首都圏青年ユニオンの組合員は、若い上に非正規雇用が多く、組合費だけでは専従を抱えることができません。

こうした状況と、時代の必要性を見据え、2004年6月に「首都圏青年ユニオンを支える会」が発足しました。年6000円（月額500円）の会費で専従の活動を支えています。

☆「首都圏青年ユニオン」の活動は下記のHPで見ることができます。

首都圏青年ユニオン <http://www.seinen-u.org/>

東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 公共一般労組内



下の「入会申込書」をFAXでお送りいただき、次の郵便振替口座の通信欄に「支える会 会費」とご記入の上、年会費6000円をお振込みください。
(FAX 03-5395-5139)

口座番号 00170-0-12987

加入者名 首都圏青年ユニオン

★ 月払い自動振り込みをご希望の方はメールか電話でご一報下さい。「自動振込利用申込書」を郵送させていただきます。



キリトリせん

入会申込書

私は、「首都圏青年ユニオンを支える会」に入会します。

ふりがな

お名前 _____ 所属 _____

〒

ご住所 _____

TEL _____ () _____

e-mail _____ (メールリングリスト加入 YES/NO)